

公益財団法人しまね国際センター 令和3年度の事業計画

基本方針

しまね国際センターは、「多文化共生の地域づくりと県民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解と協力関係を深め、もって地域の活性化と国際化に寄与する」ことを設立の目的に掲げ、その実現に向けた事業を進めている。

多文化共生については、外国人住民を一時的な滞在者ではなく地域における生活者にとらえ、その生活全般にかかる総合的な支援に取り組みながら、地域の構成員として社会参加を促す仕組みを構築し、国籍や民族の違いを超えた地域づくりを進めていくこととしている。

国際交流・協力については、単なる友好親善にとどまらない、言わば真に厚みのある関係を築くことが大切である。島根の素晴らしい文化や自然、人材を最大限に活用しながら、訪れた人、迎える人がともに新たな発見や感動を共有する機会を提供し、外国人と地域住民との相互理解がより深まるよう努めていく。

こうした理念に基づく事業の積極的展開は、もとより県民の幸福に寄与するものであることを忘れてはならない。すなわち、多様な文化的背景を持つ住民の共生は、地域社会の活性化をもたらし、地域の産業や経済の振興につながることを期待できる。また、日常的な異文化体験・理解を通して、国際感覚を自然な形で身に着けた若い世代が育成されるなど、人材育成の観点からも有効である。

近年、全国的に外国人住民人口は増加の一途をたどっているが、本県においてその傾向はいっそう顕著であり、外国人住民を含むすべての県民からのニーズと期待は質・量ともに年々高まりつつある。

こうした状況を踏まえ、令和3年度においても「多文化共生」と「国際交流・協力」の両面から、事業ひとつひとつのクオリティを高めつつ、県民の生活に資する取組を積極的に推進していく。また、いわゆるコロナ禍における支援のあり方についても、引き続き研究と試行を進めていきたい。

各事業の実施に当たっては、県、市町村、学校、民間団体等との連携をいっそう綿密にするとともに、個々の県民の理解と協力をいただけるよう、草の根的なPRと啓発活動を粘り強く行っていく。そして、あらゆる事業の実効性を高めるべく、組織の内外を問わず、活動を担う人材の確保・育成・発掘に努めるとともに、今後の当センター組織の体制等についても検討を始めた。

事業の概要

○公益目的事業

I. 多文化共生地域づくり事業（公益1）

1. 外国人・地域住民インフォメーション事業

来日して間もない外国人住民は、風土や文化の違い、日本語でのコミュニケーションの問題など多くの困難や精神的不安を抱えている。そのため、外国人住民が地域で円滑に生活していくための様々な情報を提供する。

また、地域住民に対しては、外国人住民に対する理解と国籍や民族の違いを超えて外国人住民と共生する地域づくりの意義や大切さについて機関誌やイベントを通じて広報していく。

(1) 外国人住民に対する生活ガイド等の情報発信

「ホームページ」、「メールマガジン」、「SNS」により、生活に深く関係する情報を多言語で提供する。

ア ホームページ

多言語：ふりがな機能付き日本語、英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語

イ メールマガジン(多言語)

主な情報提供内容：

「外国人住民のための生活情報」、「県内イベント情報」、「防災・災害情報」、「多文化共生、国際交流・協力の情報」等

※配信言語別登録者数 英語161人、中国語45人、タガログ語38人、ポルトガル語134人、ベトナム語44人、日本語68人

計490人（令和2年12月末現在）

（前年同月 計485人）

ウ SNS

Facebook、Instagram、YouTubeを活用し、情報をより広く、効果的に提供する

(2) 多言語・多文化リソースの提供

多言語・多文化に関する各種の図書や冊子、ビデオ、CD等の閲覧・貸出しを行う。

(3) 機関誌等の発行

ア 「まいるすとんず」（年1回 2,000部）

地域住民向けに、国際理解や多文化共生の意義や大切さについて広報する。

配布先 市町村、県内公共施設、大学、賛助会員、ボランティア登録者、県内国際交流団体、在外県人会等

イ 「SIC応援団ニュース」 (賛助会員向け 隔月 250部)

(4) 国旗、民族衣装、地図等の貸出

外国国旗等の保有状況 (国連旗等含む。令和2年12月末現在)

<本 所>

国 旗 94カ国 233枚 卓上旗 88カ国 196枚
民族衣装 9カ国 23着

2. コミュニティ通訳ボランティア派遣事業

外国人住民が、行政機関や学校・病院等の公共機関を利用する場合、日本語の能力の問題から意思疎通が十分できず、困難な状況が生じることがある。そのため、コミュニケーションが円滑に図られるよう、外国人住民・関係機関からの要請に基づきコミュニティ通訳ボランティアを派遣する。

通訳ボランティアの登録者が近くにいないなどの理由により、派遣が困難な場合でも対応できるよう、スカイプによる遠隔地通訳を行う。

主な派遣先 行政窓口、病院、学校等

※派遣件数 1件 (令和2年12月末現在)

(前年同月 264件)

3. 留学生支援事業

留学生にとって日本の高い生活費は、勉学する上で大きな障壁となっており、経済的に厳しい状況にある。彼らの真摯な勉学への姿勢は多くの人の共感を得、彼らを支援しようと多くの寄付金が寄せられている。この寄付金に当財団の財源を加えて奨学金を支給する。

(1) しまね国際センター外国人留学生奨学金交付事業

対象者 県内の大学 (大学院)、短大、高専4年次以上 (専攻科含む)、専修学校の専門課程等に在籍する私費留学生
(他の奨学金を受けていないこと)

奨学金 月額2万円 (1年間交付)

人 数 上限10人

(2) 外国人留学生短期宿舎提供事業

来県直後や帰国前にアパート等宿舎が確保されていない留学生に、しまね国際研修館を宿舎として短期間提供する。

4. 多文化共生啓発事業

多文化共生の意義や必要性について出前研修を行うほか、外国人住民の母国の文化の紹介などを通じて、外国人住民の積極的な社会参加を促すとともに、地域住民との交流や情報交換ができるアンテナサロンを実施する。

(1) 多文化共生出前研修

多文化共生の意義や実践方等について、各種団体の要請を受けて出前研修を実施する。

時 期 随時

対象者 自治体職員、人権擁護委員、教職員、学生、一般県民等

※実施件数 17件（令和2年12月末現在）

(2) アンテナサロンの開催

外国人住民と地域住民の交流や情報交換のできる場を提供し、相互に異文化の理解や多文化共生の大切さについて学習する。

時 期 未定

開催地 東部・西部3カ所以内

テーマ 子育て支援等

(3) 人権ユニバーサル事業（県受託事業）

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、県人権同和対策課が国から受託する「人権ユニバーサル事業 外国人の人権を考える集い」を当センターが再受託して開催する。

時 期 10月

開催地 未定

内 容 ステージ、ワークショップ等

5. 外国人住民日本語研修事業

(1) 技能実習生が、技術を習得するため、また地域で住民とのトラブルを回避し円滑に生活していくためには、一定程度の日本語能力が必要である。このため、技能実習生監理団体である商工会議所、商工会、組合等からの受託により「しまね国際研修館」で宿泊研修を実施し、日本語の習得を図る。

時 期 未定

対象者 技能実習生 未定

※県内技能実習生 約2,200人（令和2年6月末現在）

(2) 小中学校・高校で英語等を教える外国語指導助手（ALT）について、外国語教育の指導効果の向上を図るため、日本語研修を実施する。

時 期 9月中旬

対象者 新規および再任用ALT 1講座、14人（見込み）

6. ボランティア登録・活用事業

外国人住民が、地域で円滑に生活していくためには、日本語を教える日本語ボランティア、行政機関等と外国人住民の橋渡しをするコミュニティ通訳ボランティアなど、生活に密着したボランティアが不可欠である。そのため、これらのボランティアを様々な機会を活用して募集・登録するとともに、有益な活用が図られるようボランティア活動の活性化と定着を図る。

(1) ボランティアの募集・登録・更新

登録者数（令和2年12月末現在）

・語学ボランティア	200人
・ホームステイホームビジット受入ボランティア	128人
・日本語ボランティア	88人
・日本語ボランティア（訪問型）	89人
・多文化紹介ボランティア	29人
・子どもサポーター	120人
・コミュニティ通訳ボランティア	59人
・災害時外国人サポーター	70人

計 783人

（前年同月 770人）

(2) ボランティア活動の機会提供と相談・活動支援

ボランティアを求めている依頼者と、ボランティアを行いたい登録者を結びつけるコーディネートを随時行う。また、ボランティア活動に関する相談を受け付け、活動支援を行う。

(3) 外国にルーツをもつ子どもたちの学習支援【新規】

外国にルーツをもつ子どもが高校進学するためには、学習言語の習得および受験勉強にハードルがある。高校進学を確保するために、外国にルーツをもつ子どもの学習を支援する。

時 期 通年

開催地 未定

内 容 検討会、アンケート調査、学習支援等

7. 多文化共生推進事業

多言語で対応できる外国人住民向けの相談業務や県内日本語教室の開設状況等を多言語で表記した日本語教室マップの作成配布、外国人住民に対する防災情報の充実・普及、災害時サポーター養成研修などの事業を実施する。

(1) 外国人住民への相談業務（県受託事業等）

多言語による各種の相談に対応し、必要に応じて専門機関の紹介等を行うほか、弁護士・臨床心理士による個別相談対応も行う。困難事例についてはケースワークを行い、相談から解決まで継続かつ一貫して支援していく。また、出雲市等外国人住民が急速に増えている地域からの依頼に応じた出前相談や、県消費者センターと連携した消費生活相談も実施する。

ア 定期相談

対応言語 英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語
方 法 電話または来所

イ 出前相談

対応言語 英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語
時 期 月1回程度
開 催 地 依頼のあった地域
※実施回数 0回（令和2年12月末現在）

ウ 消費生活相談

対応言語 英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語
時 期 通年
方 法 電話、スカイプ、来所による相談対応、消費生活啓発
動画の作成

エ ワンストップ型生活相談窓口体制の整備

対応言語 11言語以上
時 期 通年
方 法 三者通話システムによる電話通訳

(2) 外国人地域サポーター事業（県受託事業）

複雑化・深刻化する外国人相談事例に対応するため、外国人住民と行政等の橋渡し役として配置された「外国人地域サポーター」が活動を的確に行えるよう支援する。

地 域 数 外国人住民数が概ね200人以上の自治体 8地域
サポーター数 15個人・団体
内 容 連絡会議の開催、活動に対する支援

(3) 日本語学習支援（県受託事業）【拡充】

ア 日本語教室運営支援

外国人住民の日本語学習の場となるだけでなく、多文化共生社会における地域の拠点となりうる日本語教室の運営活性化に向けた活動を支援する。

(ア) 教材・運営方法等の情報提供

(イ) 日本語教室マップの作成：3,000部（6か国語併記）

言語 日本語、英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語

配布先 市町村住民登録窓口、入国管理局等

イ 訪問型日本語学習支援

急増する外国人住民の日本語学習ニーズに対応するため、2種類の訪問型日本語学習支援を行うほか、日本語学習の環境整備の充実に取り組む。

(ア) ボランティア養成講座の実施

時期 5月～10月

開催地 東部：1か所、西部：1か所

内容 講義及び演習（多文化共生について、オリジナル教材を使った日本語指導法等）

(イ) 訪問型日本語学習支援の実施

回数 90分×10回講座

開催地 県内全域

内容

企業訪問型：雇用している外国人に対する日本語指導を希望（随時）する企業を訪問し、生活のための日本語指導を実施する。（経費は企業負担）

地域訪問型：日本語教室に通うことができない外国人住民に（3回）対し、公民館、交流センター等における日本語指導と地域への橋渡しを行う。

(ウ) 学習環境の整備

時期 通年

内容 県オリジナル教材の整備・普及、ボランティア保険費用補助、県オリジナル教材の使い方研修の開催、マッチングシステムの機能充実、総合調整会議・意見交換会の実施、先進地視察

ウ やさしい日本語普及事業

外国人にも理解しやすい「やさしい日本語」を普及促進するための研修を実施する。

時 期 随時

開催地 10カ所程度

内 容 講義及び演習（「やさしい日本語」の概要、言い換え・書き換えの方法等）

対象者 自治体職員、一般県民等

(4) 災害時外国人サポーター養成研修（県受託事業）

外国人住民の災害に対する意識の向上、災害時に外国人住民をサポートするボランティアの確保・増員を図るため、市町村・民間団体・大学と連携し、防災研修会等の研修、実地訓練を行う。

災害時外国人サポーター養成研修

時 期 東部：（未定）、西部：（未定）

開催地 東部：雲南市、西部：（未定）

内 容 研修及び実地訓練

(5) 外国人住民向け多文化共生イベント（県受託事業）

外国人住民が地域の文化や生活習慣を知り、地域住民との相互理解を深め、地域での生活に溶け込めるよう、市町村と連携した多文化共生イベントを開催する。

時 期 東部：（未定）、西部：（未定）

開催地 東部：（未定）、西部：（未定）

内 容 日本文化体験、島根の生活・習慣を知る講座など

8. ボランティア研修事業

外国人住民の生活場面の問題点として、「外国人住民であることを理由としたアパート等の入居拒否」「日本語習得の困難や不就学問題」「賃金の不払いや労働の問題」「医療保険未加入のための医療費未払いや重症になるまで受診しないこと」「母子保健や感染症の問題」などが指摘されている。こうした広範な課題に対応していくためには、自治体の行政だけでは困難であり、広く一般住民のボランティア活動を必要としている。そのため、外国人住民を支援するボランティアを継続して養成するとともに、常にスキルアップを図り、量的拡大と質的向上を図る。

(1) コミュニティ通訳勉強会の開催

コロナ禍によりコミュニティ通訳ボランティアの派遣件数が減少している中、活動機会が少なくなっている登録者のスキルアップを主な目的として、コミュニティ通訳ボランティアスキルアップ研修会を実施する。また、コミュニティ通訳ボランティア登録者向けの勉強会を開催する。

ア スキルアップ研修会

時 期 7月

開催地 オンライン

対象者 コミュニティ通訳ボランティア、活動に関心のある方

内 容 講義及び演習（通訳の心構え、通訳技術の習得等）

イ 勉強会

時 期 11月

開催地 オンライン

対象者 コミュニティ通訳ボランティア

内 容 講義及び演習（外国人住民の生活に関わる各種制度、通訳技術のスキルアップ、登録者同士の情報交換等）

(2) 子どもサポーター研修の開催

最近ニーズが増大、多様化しつつある外国にルーツをもつ子どもに対する日本語学習支援を推進するため、支援者不足が懸念される地域で養成講座を行う。

時 期 9月

開催地 オンライン

対象者 外国にルーツをもつ子どもの支援に関心のある方

内 容 講義・演習（子どもに対する学習支援の方法について、実践方法について等）

Ⅱ. 国際交流・協力事業（公益2）

1. プログラムコーディネート事業（県受託事業）

一般財団法人自治体国際化協会が実施する外国青年招致事業（JETプログラム）により、県・市町村が招致する外国青年について、受入や配置に係るコーディネート、県内での研修プログラムの企画・運営、カウンセリングを行う。さらに、県国際交流員については、業務の調整も行う。

また、内閣府の青年国際交流事業、独立行政法人国際協力機構、民間団体等の国際交流や国際協力に関して連携・調整・支援等を行う。

2. 北東アジア交流の翼 in しまね（県受託事業）

北東アジア地域の青年が島根県での交流プログラムを通して、各地域との相互理解を深め、友好交流の増進を図ることにより北東アジア地域の新しいネットワークづくりを行う。更にホスト県である島根県の青年に関してはプログラムの企画・運営への参加を通して国際理解を深め、責任感、実践力、国際性を備えたリーダーとして人材育成を図る。

時 期 令和3年8月18日（水）～23日（月）（交流プログラム）

開催地 県東部地域

対象者 18歳以上30歳以下の外国青年（中国、韓国、ロシア）
14人程度、日本青年7人程度

テーマ （未定）

内 容 事前研修、交流プログラム、事後研修、報告会

3. 世界とつながる島根づくり助成事業

地域が国際化するためには、地域の国際交流の担い手である民間団体や住民が積極的に国際交流に関与することが必要である。そのため、住民主体の国際交流・協力や日本語教室など多文化共生に資する事業に対し、助成する。

助成額 1事業当たり上限20万円

補助率 1/2 ※ 但し、日本語教育事業については2/3

団体数 20団体程度

申 請 年1回（6月末締め切り）

4. 海外移住者等支援事業

島根県出身者の南米移住者は、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ペルーの4カ国に約300世帯、1,000人であり、石見神楽など本県の伝統の紹介や、日系人子弟への日本語の教育などの活動を展開しており、こうした活動を支援する。

また、南米に居住する移住者の精神的支えとなり、県の情報を提供したり、県内在住の日系ブラジル人との交流を行っている海外移住家族会の活動を支援する。

(1) 海外移住者支援事業

南米の移住者の文化活動、教育指導・援助活動等に、県人会を通じて必要な経費の一部を助成するとともに各種情報の提供を行う。

南米移住者県人会への助成額

ブラジル	50万円	(250世帯	650人)
アルゼンチン	5万円	(31世帯	105人)
ペルー	5万円	(7世帯	42人)

(2) 島根県海外移住家族会支援事業

県と連携を図り、島根県海外移住家族会事業を支援する。

家族会 正会員 64人

特別会員 22 / 5市4町、8団体、5個人 (令和2年12月末現在)

5. 国際交流団体等連携協力事業

今後の国際交流は、地域国際化協会等が民間団体と連携して取り組むことにより、地域が一体となった効果的な活動が期待されている。民間団体がより活動しやすい環境をつくるため、国際交流団体・市町村連携会議を開催し、意見交換を行うとともに、連携あるいは協働事業の促進を図る。また、優れた国際交流・協力活動や日本語教室等のきめ細かな外国人住民の支援活動を行っている団体や個人を顕彰し、民間団体、地域住民の国際交流・協力や外国人住民の支援活動等を奨励する。

(1) 国際交流団体・市町村等連携会議開催事業

国際化推進・多文化共生活動を行う団体等と市町村が一堂に会し、意見交換する場を設け、協働事業等の促進を図る。(県との共催事業)

時期 秋ごろ

開催地 松江・浜田

(2) 国際交流団体等連携・協力事業

ア サンパウロ州カサパーバ市における環境教育推進事業 (JICA受託事業)

サンパウロ州カサパーバ市と連携し、市の環境教育の実践力を高め、児童や市民の環境保全への理解や取り組みの向上を図る。

※プロジェクト全体期間 2017 (平成29) 年8月～2021 (令和3) 年6月

期間 令和3年4月～6月

内容 オンラインによるセミナー等の開催、最終報告

イ 「やさしい日本語」活用講座（出雲市生涯現役促進協議会受託事業）

高齢者が実践的な「やさしい日本語」について学び、外国人観光客や外国人住民とのコミュニケーションスキルを習得、実践することにより、高齢者及び外国人住民双方の社会参加の促進及び就労機会の確保を図る。

時 期 10月
開催地 出雲市
時間数 6時間×2コース
人 数 15人程度

(3) 功労者顕彰事業

島根県の国際化に尽力し、また当センター事業に多大な貢献をするなど、その功績が特に顕著な個人・団体を顕彰する。

時 期 秋ごろ
開催地 松江・浜田

6. 海外技術研修員等受入事業

国際協力については、従来からの国際交流の実績を背景としつつ、互いの地域の発展のために地域レベルで協力しあうことが必要であり、海外からの研修員や留学生の受入を通じ、その国や地域の中核を担う人づくりに対する協力が望まれている。そのため、アジア・南米等の姉妹提携国等から中堅技術者や留学生、自治体職員等を受け入れ、それらの国が必要とする技術の習得及び人材育成に寄与する。

期 間 未定
人 数 未定

○法人会計

1 会議の開催

(1) 理事会・評議員会	年3回	会場	松江市
--------------	-----	----	-----

2 会議、研修会への参加

(1) 地域国際化協会連絡協議会総会	年1回	会場	東京都
(2) 中国・四国地域国際化協会連絡会議	年1回	会場	山口県
(3) 地域国際化協会職員国内研修	年2回	会場	東京都

3 組織体制等の検討

多文化共生業務の増加に伴い、財団体制の充実について、財政的援助団体監査（令和2年3月報告）においても意見を受けている。措置状況について回答しているところだが、体制の在り方と並行して、事務所の立地についても具体的な検討に着手する。